

厚生文教委員会報告書

平成27年3月9日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 鶴 川 晃 匠

平成27年3月9日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案	件	審査結果	少数意見
議案第4号	平成27年度備前市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第9号	平成27年度備前市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第10号	平成27年度備前市介護保険事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第18号	平成27年度備前市国民健康保険病院事業会計予算	原案可決	なし
議案第23号	備前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第24号	備前市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第25号	備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第26号	備前市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第29号	備前市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第30号	備前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第31号	備前市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第35号	備前市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定について	原案可決	なし
議案第36号	備前市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決	なし
議案第40号	備前市病院事業の設置等に関する条例の制定について	原案可決	なし
議案第41号	備前市病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備について	原案可決	なし
議案第42号	備前市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について	原案可決	なし

案	件	審査結果	少数意見
議案第43号	備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について	原案可決	なし
議案第44号	備前市病院事業使用料及び手数料条例の制定について	原案可決	なし
議案第46号	ヘルスパ日生(健康づくり施設)設置条例を廃止する条例の制定について	継続審査	—
議案第48号	ヘルスパ日生(健康づくり施設)の指定管理者の指定について	原案可決	なし
議案第58号	備前市障害者地域活動支援センターゆずりはの指定管理者の指定について	原案可決	なし
議案第62号	平成26年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決	なし
議案第65号	平成26年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	なし
議案第66号	平成26年度備前市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決	なし
議案第73号	平成26年度備前市国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)	原案可決	なし
議案第77号	備前市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
請願第5号	ヘルスパひなせ室内温水プール存続を求める請願	継続審査	—
請願第6号	ヘルスパひなせ室内温水プール存続を求める請願	継続審査	—

○ 説明員の出席要求について（議案第39号）

<所管事務調査>

- 放課後児童クラブについて
- 子育て支援について
- 医療費について

<報告事項>

- 平成26年度意見交換会について（市民協働課）
- 健康ポイント制度（仮称）について（保健課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1	説明員の出席要求について	32
開会	2	閉会	32
議案第23号の審査	2		
議案第24号の審査	3		
議案第25号の審査	3		
議案第26号の審査	3		
議案第29号の審査	4		
議案第30号の審査	4		
議案第31号の審査	5		
議案第77号の審査	5		
議案第35号の審査	9		
議案第36号の審査	9		
議案第40号の審査	9		
議案第41号の審査	10		
議案第42号の審査	11		
議案第43号の審査	12		
議案第44号の審査	12		
議案第46号の審査	13		
議案第48号の審査	17		
議案第58号の審査	18		
議案第62号の審査	19		
議案第65号の審査	20		
議案第66号の審査	20		
議案第73号の審査	21		
議案第4号の審査	21		
議案第9号の審査	22		
議案第10号の審査	23		
議案第18号の審査	24		
請願第5号の審査	27		
請願第6号の審査	28		
報告事項	29		
所管事務調査	29		

厚生文教委員会記録

招集日時	平成27年3月9日（月）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時31分	開会　～	午後2時39分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第2回定例会）の開催		
出席委員	委員長	鵜川晃匠	副委員長	星野和也
	委員	橋本逸夫		津島　誠
		守井秀龍		立川　茂
		石原和人		森本洋子
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	田口健作		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	市民生活部長	有吉隆之	市民窓口課長	野道徹也
	税務課長	高山豊彰	収納推進課長	岡正千丈
	市民協働課長	眞野なぎさ	環境課長	藤原弘章
	保健福祉部長	金光　亨	福祉事務所長 兼臨時給付金対策課長	横山雅一
	保健課長	山本光男	介護福祉課長	高見元子
	社会福祉課長	柴垣桂介	こども課長 兼幼保一体型施設建設推進課長	今脇誠司
	病院総括事務長	森脇　博	日生病院事務長	下林博樹
	吉永病院事務長	万波文雄		
	日生総合支所長	星尾靖行	吉永総合支所長	森本和成
傍聴者	議員	山本恒道	田原隆雄	尾川直行
		掛谷　繁	川崎輝通	山本　成
	報道関係	山陽新聞		
	一般傍聴	16人		
審査記録	次のとおり			

午前9時31分 開会

○**鵜川委員長** 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、市民生活部、保健福祉部、病院関係の議案、請願審査、所管事務調査を行います。

なお、議案、請願の審査が終わりましたら委員会を休憩し、予算決算審査委員会厚生文教分科会を開催して一般会計補正予算及び当初予算の審査を行いますので、よろしく願いいたします。

また、委員会再開後は、所管事務調査に先立ち執行部からの報告事項をお受けいたします。

それでは、直ちに本委員会に付託された議案及び請願の審査を行います。

審査は、条例改正案、条例制定、廃止案、その他の議案、各会計補正予算、当初予算、請願の順に行います。

案件が多い上に議案番号が前後いたしますが、円滑な議事進行に努めてまいりますので、委員各位の御協力をよろしく願いいたします。

***** 議案第23号の審査 *****

まず、議案第23号備前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案書の25ページをお開きください。

別紙の細部説明書及び参考資料をごらんください。

議案全体で御質疑ございませんか。

○**星野副委員長** 議案書33ページ、備前市立認定こども園設置条例の第4条第2項第1号が、小学校就学前の者から小学校就学前の子どもに変わっている理由を教えてください。

○**今脇こども課長** 今回の改正でございますけども、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に伴いまして子ども・子育て支援法、それから就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が平成24年4月から施行されるに当たりまして、前のページにもありますけども、昨今の言い回しにあわせたもので、関連箇所全ての見直しをいたしました。例えば、保育に欠けるというところは、保育を必要とするという表現に改めておりますので、この部分につきましても今日的な言い方に改めていと御理解いただけたらと思います。

○**鵜川委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第23号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第23号の審査を終了いたします。

***** 議案第24号の審査 *****

次に、議案第24号備前市税条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案書の35ページをお開きください。

別紙の細部説明書及び参考資料をごらんください。

全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第24号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第24号の審査を終了いたします。

***** 議案第25号の審査 *****

次に、議案第25号備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案書の62ページをお開きください。

別紙の細部説明書及び参考資料をごらんください。

全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第25号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第25号の審査を終了いたします。

***** 議案第26号の審査 *****

次に、議案第26号備前市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行いま

す。

議案書の69ページをお開きください。

別紙の細部説明書をごらんください。

全体で御質疑ございませんか。

○守井委員 墓園事業の償還が終わるということなんですけれども、再度墓園事業を起債等でやる場合は、この特別会計を実施するのかどうか、お聞きしたいと思います。

○藤原環境課長 再度市営墓地をつくったときは、一般会計で対応できるものと考えております。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第26号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第26号の審査を終了いたします。

***** 議案第29号の審査 *****

次に、議案第29号備前市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案書の74ページをお開きください。

別紙の細部説明書及び参考資料をごらんください。

議案全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第29号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第29号の審査を終了いたします。

***** 議案第30号の審査 *****

次に、議案第30号備前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案書の81ページをお開きください。

別紙の細部説明書及び参考資料をごらんください。

議案全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第30号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第30号の審査を終了いたします。

***** 議案第31号の審査 *****

次に、議案第31号備前市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案書の124ページをお開きください。

別紙の細部説明書及び参考資料をごらんください。

議案全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第31号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第31号の審査を終了いたします。

***** 議案第77号の審査 *****

次に、議案第77号備前市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

追加議案書をお開きください。

細部説明書をごらんください。

議案全体で御質疑ございませんか。

○橋本委員 市内の4歳児と5歳児について、幼稚園、保育園の保育料が無料になるということで非常に画期的な議案なんですけれども、これを行うことによって、例えば保育園に行かせようという保護者の方がふえるのではないかと予測もされます。その場合に、この間一般質問でも問題になっておりました保育士の数は、増員を予定をしておるのかどうか、現有で足りるのかどうかをお尋ねいたします。

○今脇こども課長 今回の就園率のお話が一般質問であったと思うんですけども、今の就園率でいきますと95%ぐらいということで、4、5歳児ですと30人に1人の保育士ということで、一応今の予定ではやれるものと思っています。新年度以降の採用については、おっしゃるようにまた考えていかなきゃいけないかなと思っています。今のところはこの体制でやれるかなと思っています。

○橋本委員 それともう一点お尋ねしたいんですけども、認定こども園では幼稚園部と保育園部に別れをとると思います。幼稚園部の子は午後からのカリキュラムはないということで、どちらも無料になるんだらちょっと無理をして保育園に行かせたいというような保護者がふえてくるのではないかなと思えるんですけども、執行部のほうではそういった対応も十分予定をされとるということでよろしいのでしょうか。

○今脇こども課長 前回の委員会でも申したと思うんですけども垣根が低くなっておりまして、おっしゃるとおりそういう動きが、特に新制度のもとでは、幼稚園から保育園に行きやすくなると思います。ただ、就園率がもうそこまでいってますので、そのあたりの対応はできるものというふうに考えております。

○橋本委員 その際にやはり、今までは保育に欠ける子って言ったんですが、保育の必要な子、この審査を執行部でよくしていただいて、本当にこの子は保育園に行くべきだという子に限って保育園のほうに認めるというような体制をよく組んでいただきたいなと思います。

○今脇こども課長 そのように努めてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

○森本委員 先ほどの関連なんですけど、幼稚園部の子が保育園部に移ったらお昼寝がふえてくると思うんですけど、施設的にはお昼寝の部屋の対応なんかはできてるんですか。

○今脇こども課長 これも先ほど申しましたように現在の部屋の大きさ、保育士の数、これで95%いってますので対応できると考えております。今後が問題なのかなと思いますので、また検討していきたいというふうに思います。

○立川委員 基本的なことをお尋ねするんですが、当初予算書にはこの4歳児、5歳児の特例が反映されてなかったんです。ところが、開催日24日になって追加議案として上程されました。そのことの法的なことについては、一般質問でもありましたが、なぜ1週間もおくれたのか、その原因がわかりましたら教えてください。

○今脇こども課長 まず、私どもが検討していたのが昨年8月ですか、文部科学省が幼稚園と保育園の全ての5歳児の世帯年収が350万円未満の無料化というのが一度上がったんですが、これが消費税の先送りでお断念されました。その後、この27年1月12日に今度は世帯年収27

0万円未満の幼稚園児を対象にということが出てきまして、ある意味対応が振り回されるという中で、片やこども課のほうではもう全部無料化できないんだらうか、何か右往左往するような形がありました。そういう中でいろいろ政策監も交えて検討した中で、4、5歳児ならいけるだろうというところで準備しておりました。

おっしゃるとおりなんですけど、備前市保育園費用徴収規則という中に保育園の保育料がうたわれているわけなんですけど、実際施行するに当たってはその別表の4、5歳児に係るところだけを直せば実は済む話だったんですけど、これをしますとあらわれるところがないんです。市長の施政方針とかには入れますけれども、あらわれるところがないので、今後のことを考えて幼稚園と統一するというので、これをあえて条例の設置規則、4、5歳児のところを幼稚園とともに上げたというところで、ちょっとそのあたりがおくれました。まことに申しわけなかったと思っております。流れとしてはそういう事情です。

○立川委員 すかつとした理由が聞きたかったんですけど。といいますのが、やり方の問題だと思うんですけど、おっしゃるとおりいろんな手続があろうかと思えます。私聞きたかったのは、変な話フライングで予算には上がっている、議案が出てこないっていうのが何でかなという疑問がありましたので、その御事情は大変よく理解はできるんですけど、すかつと一言でお願いできたらありがたいなと思えます。よろしくお願ひします。

○今脇こども課長 以後気をつけるようにいたします。ありがとうございました。準備をしっかり整えてからやります、済みませんでした。

○星野副委員長 現在の幼稚園は保育料5,000円ぐらいと、それとは別に給食費プラス教材費が5,000円から6,000円ぐらいを多分払っていると思うんです。保育園の場合全てを合算した費用、大体平均で1万5,000円ぐらいを徴収していると思うんですけど、この保育園の給食費だけを徴収というのは技術的に可能なんですか。

○今脇こども課長 現在の保育料は、おっしゃられた一般生活費を含めたもので保育料のほうを徴収させていただいているんですけども、その純然たる保育料の部分だけを除いて徴収させていただくというものであり、金額が下がるということだけであって、特段手続を変えるということはありません。

○鵜川委員長 よろしいですか。

○星野副委員長 いいです。

○橋本委員 ただいまの議論の中で、保育園のほうはそういう給食代もひっくるめての費用負担だったということなんですけど、これから給食代だけは別途で幼稚園の子と同じく支払わにゃならんということになると、低所得世帯というんですかね、要保護、準要保護、そういったような感じの世帯に対してはその給食費の部分が減免されるんでしょうか。それだけはいただきますよというような格好ではないと思うんですけども、どんなんでしょうか。

○今脇こども課長 今の減免の分については、幼稚園のほうですけども、そのままになります。お話にありましたように、今後についてはまた検討していきたいなと思っております。今回の先

ほどの就園率の話もありましたけども、影響も鑑みながらどんどん進めていきたいなというふうに思っています。

○橋本委員 了解です。

○守井委員 子育て支援という形でこの制度をつくっていくということなんですけれども、従来のいわゆる保育事業というのが保育に欠けるという形での運用ということになっておるんですけども、御存じのように幼稚園の時間形態と保育園の時間形態が垣根といいますか違いが大きくあるというようなことなんですけれども、この時代の変化とともにその垣根が低くなるというようなお話を今していたわけなんですけれども、今までの保育に欠けるという条件が多少緩和される方向にあると。幼稚園のほうから保育園との違いが少なくなるというような感覚、時代の流れがあるというのか、そのあたりをお聞きしたいなと思います。よろしくをお願いします。

○今脇こども課長 まさしくこれが保育園等の制度が始まって70年ぐらいの大きな変革ということで、先ほど言いましたように視点も、欠けるという表現ではなくて必要な子ということになりますので、本当に必要かどうかを判断することが非常に大事なプロセスになろうかなと思います。ですから、そういう過程を経て入園が決まるというようなことに今後は変わっていきます。

○守井委員 そのあたり、できるだけ柔軟な子育て支援となるような方向でぜひ進めていっていただきたい。しゃくし定規な運用をしないようにぜひお願いしたいと思います。

○今脇こども課長 十分そのように対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

○星野副委員長 例えばの話ですけど、幼稚園に通う子が全て保育園に変わった場合、十分な対応はとれるんですか。こども園になっていない隣接するような園もあると思うんですよ。例えば日生とか隣接してますよね、そういう子が全員移動した場合、対応大丈夫ですか。

○今脇こども課長 現在の認定があるんですけども、この範囲の中で、先ほど言いましたように今の対象の子供の数でいくと十分今のところは対応できるんじゃないかと思っております。これから先を考えるとときにちょっと考えなきゃいけないところがあると思いますが、今はこれで新年度やれると考えてここで踏み切っております。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第77号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第77号の審査を終了いたします。

***** 議案第35号の審査 *****

次に、議案第35号備前市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定についての審査を行います。

議案書の150ページをお開きください。

別紙の細部説明書をごらんください。

議案全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第35号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第35号の審査を終了いたします。

***** 議案第36号の審査 *****

次に、議案第36号備前市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての審査を行います。

議案書の152ページをお開きください。

別紙の細部説明書をごらんください。

議案全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第36号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第36号の審査を終了いたします。

***** 議案第40号の審査 *****

次に、議案第40号備前市病院事業の設置等に関する条例の制定についての審査を行います。

議案書の171ページをお開きください。

別紙の細部説明書をごらんください。

議案全体で御質疑ございませんか。

○立川委員 今回から全適ということで組織も変えておられるんですが、172ページ、4条の2項、いろんな診療部とか看護部、診療支援部、介護部とあるんですが、気になるのが薬剤のほうですね、どのセクションに入られるんでしょうか。それと、栄養管理の問題とか、この組織はここまででとめるというお考えでしょうか。ちょっと御説明いただけたらと思います。

○森脇病院総括事務長 薬剤と栄養の関係ですが、診療支援部に属すると考えております。

○立川委員 ありがとうございます。これをもとに組織図ができれば、また委員会のほうでもいただけたらありがたいかなと思います。よろしくをお願いします。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第40号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第40号の審査を終了いたします。

***** 議案第41号の審査 *****

次に、議案第41号備前市病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備についての審査を行います。

議案書の176ページをお開きください。

別紙の細部説明書及び参考資料をごらんください。

全体で御質疑ございませんか。

○守井委員 先ほどのところでお聞きしてもよかったんですが、今までの一部適用から全部適用に変えていくということで、大きく病院事業が変わる可能性がある今回の条例整備だと認識しております。そういった意味で、今回の全部適用に当たって病院事業の統括者として事業管理者ができるわけですが、この全部適用を行う上での目的あるいは将来の方向性といいますか、その目標をどう考えておられるかということをぜひ明らかにしていただきたいと思います。

○森脇病院総括事務長 公営企業法の一部適用から全部適用にするということは、経営改善が主な目的であると考えます。ですから、病院の形態につきましてはやはり病院長がいらっしゃるということで、その上に今度事業管理者ができるということになります。その事業管理者がまだ決まっていないという状況ですので、管理者が決まってから経営の方向性が決まってくるというふうに考えております。

○守井委員 管理者が決まってからその方向が決まるということですが、もとの組織を変えるの

は、今の時点で変えるわけですから、全部適用を行う上での目的なりをしっかりと把握していただきたい。ですから目標なりがはっきりしておるのであれば教えていただきたいと思います。

○森脇病院総括事務長 目標、目的はあくまで経営改善という大きな目的でございます。

○守井委員 経営改善と地域住民の安全・安心を提供するという、医療部門に与えられた大きな使命を強く追及していくんだという姿勢だと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○森脇病院総括事務長 おっしゃるとおり、3つの公立病院としての機能を発揮するというところで住民サービスに努めたいというふうに考えております。

○守井委員 よろしく願いいたします。

○橋本委員 確認なんですけれども、今回市立3病院が全適になるということで、この病院間の職員の待遇にも若干ながら差が出てくる可能性があるかと思えます。そういったものも含めて3病院の職員に十分説明もされたということのようでございますが、職員からは大した異論もなくこれをすんなりと受け入れる方向で話が進んどるのでしょうか。

○森脇病院総括事務長 全部適用に関する説明会というのはまだ開かれておりませんが、一応内容的なものを3病院、それからさつき苑も含めまして回覧という形で現在回しております。その結果、特に異論というのは現在発生しておりません。ただ、これから全適になったときに労働組合ですか、これをやるべきかどうかというのは職員間である程度の議論がちょっと聞こえてくるという程度でございます。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第41号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第41号の審査を終了いたします。

***** 議案第42号の審査 *****

次に、議案第42号備前市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定についての審査を行います。

議案書の196ページをお開きください。

別紙の細部説明書をごらんください。

全体で御質疑ございませんか。

○立川委員 この条例の4条ですが、管理者が医療業務に従事したときは特殊勤務手当を支給する。これが解釈しますと、まず2項に100分の100を超えないと。給料改定がありますの

で、79万3,600円掛ける2がマックスという解釈でよろしいでしょうか。

○森脇病院総括事務長 この基本給、給料自体の額は事業管理者が医師である場合と医師でない場合、これを想定しております。医師でない場合は特別勤務手当は支給されないと。医師である場合は委員がおっしゃったとおりでございます。

○星野副委員長 この条例の施行日が平成27年4月1日からとなっておりますが、先ほどの話では病院事業管理者がまだ決まってないという話でした。いつごろまでに決定する予定ですか。

○森脇病院総括事務長 事業管理者につきましては、私どもが選任するわけではございません。市長が任命いたしますので、近い時期に市長から表明されるのではないかと考えております。

○鶴川委員長 よろしいか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第42号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第42号の審査を終了いたします。

***** 議案第43号の審査 *****

次に、議案第43号備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定についての審査を行います。

議案書の198ページをお開きください。

別紙の細部説明書をごらんください。

全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第43号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第43号の審査を終了いたします。

***** 議案第44号の審査 *****

次に、議案第44号備前市病院事業使用料及び手数料条例の制定についての審査を行います。

議案書の202ページをお開きください。

別紙の細部説明書をごらんください。

議案全体で御質疑ございませんか。

○立川委員 診断書料とか証明書料、大差ないと思うんですが、その他の一番下の特殊文書、サマリーなんか1万円とあるんですが、高齢者とか減免という処置は考えておられますか。

○下林日生病院事務長 減免等は特に考えておりません。ここの特殊文書の医療照会文書とかといたりするのは、生命保険の関係とかで問い合わせがくるものについてでございますので、多少高目に映っているかもわかりません。

○立川委員 医療照会文書は別にしまして診断書とか健康診断とか高齢者の減免とか、そういうようなことは考えておられませんか。商業的なものはおっしゃるとおりで理解できますけども、全く考えはありませんか。

○下林日生病院事務長 現在のところは考えておりませんが、特別な理由がございましたら、そういうことも考えていくということでございます。

○立川委員 ぜひよろしくお願いします。身障者手帳の診断書とか、ぜひしてあげてほしいなと思います。ありがとうございます。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第44号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第44号の審査を終了いたします。

***** 議案第46号の審査 *****

次に、議案第46号ヘルスパ日生（健康づくり施設）設置条例を廃止する条例の制定についての審査を行います。

議案書の208ページをお開きください。

別紙の細部説明書をごらんください。

議案全体で御質疑ございませんか。

○橋本委員 さきに利用者の方から出てきたヘルスパ日生の存続を求める請願を厚生文教委員会では趣旨採択にいたしました。その経緯は、執行部と運営者側である体力づくり指導協会がよく協議をして、いい方向で話をしてほしいという意味合いが多分に含まれておったと思います。こ

こで半年間このヘルスパ日生を延長して9月末をもって廃止する、つまり10月1日からはもうなくなるという形の条例案が提出をされております。その間、執行部は先方の体力づくり指導協会とどのような交渉をされてどのようになったのか、経過経緯を説明願いたいと思います。

○山本保健課長 ヘルスパ日生温浴施設につきましては、市といたしまして9月末をもって閉鎖をするという方針を出しております。今後につきましては、閉鎖に向けての協議を最優先にして行いたいというふうに考えております。

○橋本委員 簡単に方針を伝えたと、それで後は閉鎖に向けたいろいろな話し合いをしていくんだということの中で、先方の側、つまり体力づくり指導協会側は9月末での閉鎖というのは了解をしたというふうに受け取っておられますか。

○山本保健課長 9月末の閉鎖につきましては御了解がいただけたものと思っております。また、プールの存続につきましてはいろいろな問題がございますので、今後協議をしていくということにいたしております。

○橋本委員 それでは、この後我々が審議するそのプールの存続を求める請願が出とんですけども、プールの存続の問題と、それからこの温浴施設、健康づくり施設ですね、これの廃止の問題とはそれぞれ別個というふうに執行部は捉えておって、なおかつこの9月末で温浴施設のほうを閉鎖するというのを先方は了解づくであるというふうに捉えておるのでしょうか。

○山本保健課長 橋本委員のおっしゃいましたとおり、2本立てで考えております。1つは閉鎖に向けた準備を半年間の間にやっていくんだということでございます。もう一つは、プールの運営について今後どうしていくのかといったことを協議していくということの2本立てで考えております。

○橋本委員 そういった中で、我々厚生文教委員会もあの施設を視察させてもらって、これが閉鎖になってしまって、それから体力づくり指導協会側がプールと温浴施設とは一体のものだというふうに考えて、もうそれじゃあ運営ができないということでもし仮に引き上げるとしたら、私はあの施設、建物が廃墟になってしまうおそれが多分にあると。だから、何とかそれを回避しなきゃならないということで当時の厚生文教委員会も趣旨採択という決定を見て、執行部はとにかく先方と話し合いを十分にしてくださいという意味内容であったかと思うんです。

改めてお尋ねをします。執行部はあそこを9月末で閉鎖してどういったことに利用しようと考えておるのか。一部には避難所にしたらどうかというような案もありましたけれども、いまだにそういうふうなお考えを持っておられるのでしょうか。

○山本保健課長 その問題につきましては、田原議員さんの一般質問に市長がお答えしましたとおり、10月以降の温浴施設の後利用については未定でございます。

○橋本委員 未定であるということで、じゃあ閉鎖したけれども後々何に活用するかはわからない、とりあえずはもう閉鎖してしばらく様子を見るんだということになってしまうと、私は再開するにしても困難だと思うんですけども、もう執行部はとりあえずあそこを、一般民家でいう空き家みたいな格好にしてもええという考え方でおられるのでしょうか。

○山本保健課長 未定と言いましたのは、これもプールの運営にかかわってくることでございまして、今現在プールの運営につきましては温浴施設の一部の設備を利用させていただいております。ですから、もしプールを存続するという結論を協会さんが出された場合は、恐らく温浴施設側の一部の施設を利用させてほしいといった要望等も考えられますので、今の時点でははっきりと温浴施設を閉鎖して後利用をこうするんだという検討はいたしておりません。

○橋本委員 私も体力づくり指導協会側の役員の方とお話をさせていただいたんですけども、先方はとにかくプールは存続したいと。だけど、プールを存続するための条件としてやはり温浴施設がなかったらだめだというふうな言い方をされておりました。そこら辺が今の執行部の認識と若干違うところなんですけれども、我々はせっかく公金で、皆さんの血税で建てた施設でございまして、それらを閉鎖してもう使えなくするという事じゃなくって、何らかの形で継続できる道を探してほしいと。それは今までみたいに高い指定管理料を払えというようなことも我々は望んでおりませんし、恐らく今の利用者の方もそういったことは望んでいないと思います。だから、何とか妥協点を見出してほしいなという考え方なんですけれども、そのあたりについて執行部は今後とも精力的にあの施設が継続できるように努力をされる意思があるんでしょうか。

○山本保健課長 9月末をもって廃止するという市としての決定をいたしておりますので、今のところ方針の変更はございません。

○鶴川委員長 よろしいですか。

○橋本委員 とりあえずはええです。

○守井委員 聞くところによりますと、23年の長きにわたってその地域の施設として利用されてきたものであるというようなことで、本当に利用された方々の延べ人数というのは膨大なものだとは思っております。そういう施設を閉鎖していくということでございます。市長等の方針もございましたけれども、改めてこの委員会でどういう理由でもってこれを閉鎖するかということをもう一度明らかにしていただければありがたいなと思います。

○山本保健課長 これも市長が一般質問で答弁をさせていただいておりますけれども、高額な指定管理料が発生していると。平成26年につきましては2,200万円、また老朽化しておる設備等の修繕代といたしまして、25年の実績でいきますと700万円弱の設備修繕費を市として執行いたしております。それ以外にも毎年のように修繕を行ってきておるといったようなこと、それからまた利用者につきましては個人会員さん、法人会員さんが93%を占め、一般利用者の方が少ないといったようなことから閉鎖ということを決定いたしております。

○守井委員 ありがとうございます。

○立川委員 市長がこの前の一般質問で答弁されたんですが、あの施設は無償譲渡も含めて運用を考えてくださいと体力づくり指導協会さんに申し上げていまして、で、何らお返事がありませんということだったんですが、現状認識ですが、それであっておりますでしょうか。

○山本保健課長 はい、そのとおりでございます。

○立川委員 であるとするならば、公益財団法人の体力づくり指導協会さんの設立目的というの

がネットとかに出されておるんですが、幼児から高齢者まで全ての方を対象に国民の健康と福祉の向上を図ることを目的としておりますということを掲げていらっしゃいます。であるなら、先ほどおっしゃいましたように備前市としてはちょっとつらいと。市長のほうは、その施設をどうぞお使いください、一つの選択肢もあるんじゃないかなという気がするんですが、何も返事がないのはいかがなものかなと。先ほど来、認識としまして一体の施設であったと。温浴施設を閉めるのであれば、プールの存続も難しいと。なるほどそうかもわかりませんが、その辺は施設を使えばという選択肢を投げかけているんですから、ちょっと話は飛びますが、先般一緒に行かせていただいたときも、ここの施設は赤字ですねというお尋ねをしたら、胸を張ったお答えが、協会全体で埋めていますという自信持ったお答えをいただいたんですが、協会さんのほうでもそういったことの選択肢を探っておられるのかどうかというのがすごく疑問なんです。

おっしゃるとおり、備前市にも議長宛て請願とか出されておるんですが、協会さんのほうへの存続に向けての嘆願になるんですかね、そういったことはされているのかどうか、その辺が非常に気になるんですが、つかんでいる範囲で教えてください。

○山本保健課長 こちらから協会さんをお願いをしているかということに理解したらよろしいんでしょうか。

○立川委員 市民のほうがですね。利用者さん、この請願を出されておるのも、議長宛てには出されておりますが、協会さんにも出されているのかをつかんでいるのかということです。

○山本保健課長 その件については、こちらでは承知いたしておりません。

○立川委員 はい、ありがとうございます。一つの選択肢として投げかけていることの答えもいただけたらありがたいかなというふうに私は思うんですが、委員長、いかがでしょうか。もらってないでしょう。その辺ちょっと気にはなるんですが、本当に利用者さんとそれから施設運用側、それから利用されている方、今回プールのほうの御利用の方、いろんな御希望が出ていると思うんですが、何か空回りしているような気がしてしょうがないんですが、私だけでしょうか。

○鶴川委員長 委員長から一言。

山本保健課長、もしそういう情報が入れば、今後話し合いをしていくという状況の中でのこともありますので、情報がわかり次第この委員会に御報告いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○立川委員 ですから、いろんなことをお話しながらどういう動きがあるのか見きわめながらしたほうがいように私は思いますので、私の意見とさせていただきます。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○橋本委員 ないようですので、意見を述べさせていただきます。

私は、この問題を解決するためにはやはり、何度も何度も繰り返しておるんですけども、市とそれから体力づくり指導協会とがよく協議をする、お互い意思の疎通を図らないと、もう今の市のように2、200万円の指定管理料かあるいはゼロかというような議論じゃなくって、この間市長は大分その態度を軟化させて施設の無償譲渡も含めて向こうに提案しとんだというところ

まで妥協してこれとるわけです。それなら、体力づくり指導協会側がじゃあその無償譲渡を受けて、恐らくプールに対する補助金的なものを考えてほしいという意味内容だと思うんです、これから我々が審議する請願はね。それをどれぐらいの金額で、高額なことは今の備前市ですらできないのんですけれども、そこら辺の話し合いをすることによって何とか存続できる道が見出せないかというふうに思っています。ですから、それらのことをはっきりと精力的にやっていただくというようなことを希望的観測として、9月末でもって廃止するというこの条例を継続審査にさせていただきたいと思います。

○**鶴川委員長** 答弁いただきますか。

○**橋本委員** 答弁は要らないです、これは私の意見です。

○**鶴川委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ただいま本案については、継続審査を希望する旨の御意見がございました。

採決に入る前に、まず本案を継続審査とするかどうかをお諮りし、継続審査が否決された場合は本案についての採決を行います。

いま一度申し上げます。

採決に入る前に、まず本案を継続審査とするかどうかをお諮りし、継続審査が否決された場合は本案についての採決を行います。

それでは、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第46号は継続審査といたします。

***** 議案第48号の審査 *****

次に、議案第48号ヘルスパ日生（健康づくり施設）の指定管理者の指定についての審査を行います。

議案書の210ページをお開きください。

別紙の細部説明書及び参考資料をごらんください。

議案全体で御質疑ございませんか。

○**橋本委員** 本案も一般質問で田原議員がかなり突っ込んでやっておられましたけれども、本当はこの3月末で廃止するというふうに執行部は言われたんですけども、急転して急遽、それが半年間延びたと。この大きな理由を再度確認したいと思います。何で半年間延ばしたのか、1年でなくてそれが何で半年なのかも含めて教えてください。

○**山本保健課長** 会員さん、また住民の方に周知するには3月末ではもう手おくれであるといったような判断から半年間の延長をさせていただきました。ですから、先ほど継続審査ということになったわけでございますが、これがもし6月定例会最終日に議決をいただけるということになれば、それ以降の周知ということになり、市民の方、会員の皆様方に周知が出来るということになるということを申し添えておきます。

○橋本委員 ちょっと待ってくださいよ、先ほどの分が継続になっても、廃止の予告ですから、これは別段今までのような格好で市が絡んだ健康づくり施設は、もう廃止しますよと、ただ後体力づくり指導協会がこれを受けて、無償譲渡を受けて、あるいは無償貸与を受けて、やるやらないは別として市の関与はもう9月末で終わりなんだという予告をするぐらいは、私は構わんのじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○山本保健課長 そのように言うてくだされば、こちらとしても先の周知ができるということになります。それは橋本委員さん個人の意見としてお伺いすべきなのか、委員会としてそういったお考えをお持ちなのかをお聞かせいただけたらと思います。

○橋本委員 委員会の決定というのは、それは附帯決議等の意見を附してと言われればつけますけれども、とにかくこの9月末で廃止するという原案はちょっと待てと、その間で十分相手方と話をしなさいという意味内容の継続審査ですからね、そこら辺はよく含みおいてください。

論点を変えますけれども、今まで2, 200万円の指定管理料を年間払っておりました。それが半年延長したということになれば、通常であれば1, 100万円。それが1, 000万円ということでの提案でございますが、この1, 000万円については、それもこれ随意契約という形をとっておりますので、指定管理を受ける体力づくり指導協会側は十分了解のもとで1, 000万円というものを出しとんでしょうか。

○山本保健課長 金額につきましては合意をいただいたもので予算計上をさせていただいております。

○橋本委員 了解です。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第48号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第48号の審査を終了いたします。

***** 議案第58号の審査 *****

次に、議案第58号備前市障害者地域活動支援センターゆずりはの指定管理者の指定についての審査を行います。

議案書の230ページをお開きください。

別紙の細部説明書及び参考資料をごらんください。

議案全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第58号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第58号の審査を終了いたします。

***** 議案第62号の審査 *****

次に、議案第62号平成26年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についての審査を行います。

別冊の補正予算書（第4号）をお開きください。

まず、8ページから11ページの歳入全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、歳出に移ります。

歳出全体で御質疑ございませんか。

○立川委員 13ページ、一般被保険者療養給付費が4,618万円の増額されているんですが、これは療養給付費が予想以上に上がったという解釈でよろしいですか。

○山本保健課長 見込みよりも上回ったということで、実績に基づき補正をさせていただいております。

○立川委員 例年より多かったという解釈をしますが、もしその原因をつかんでおられれば教えてください。

○山本保健課長 一般的な傾向といたしまして、被保険者の数は減っておるんですが、1人当たりの医療費が増額の傾向にあるといったようなことからふえたということでございます。

○立川委員 関連で次のページの高額療養費も3,500万円程度の補正をしておられるんですが、同じ原因と考えてよろしいですか。

○山本保健課長 同様な原因と考えております。

○立川委員 では、予想外の療養給付を皆さんが受けておられるというふうに解釈しておきます。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案全体で御質疑漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第62号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第62号の審査を終了いたします。

***** 議案第65号の審査 *****

次に、議案第65号平成26年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についての審査を行います。

別冊の補正予算書（第3号）をお開きください。

歳入歳出全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第65号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第65号の審査を終了いたします。

***** 議案第66号の審査 *****

次に、議案第66号平成26年度備前市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についての審査を行います。

別冊の補正予算書（第4号）をお開きください。

10ページから13ページ、介護保険事業勘定の歳入歳出全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、20ページから23ページ、予防サービス事業勘定の歳入歳出全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案全体で御質疑漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第66号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第66号の審査を終了いたします。

***** 議案第73号の審査 *****

次に、議案第73号平成26年度備前市国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）についての審査を行います。

別冊の補正予算書をお開きください。

議案全体で御質疑ございませんか。

○立川委員 キャッシュフローが極端に落ちてきているんですが、適正値をどのぐらいとお考えですか。

○森脇病院総括事務長 確かに数値はかなり落ち込んでおります。ただ、適正値というのはちょっと把握しておりません。

○立川委員 よく見ておいてください。よろしくをお願いします。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第73号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第73号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時41分 休憩

午前11時00分 再開

○鶴川委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 議案第4号の審査 *****

議案第4号平成27年度備前市国民健康保険事業特別会計予算についての審査を行います。

別冊の特別会計予算書並びに細部説明書をごらんください。

10ページから23ページ、歳入全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、歳出に移ります。

24ページ、1款総務費、1項総務管理費から29ページ、4項収納率向上特別対策費で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、28ページ、2款保険給付費、1項療養諸費から33ページの5項葬祭費で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、32ページの3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等から、35ページ、7款共同事業拠出金の1項共同事業拠出金で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、36ページ、8款保険事業費、1項特定健康診査等事業費から、39ページの2項保健事業費で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、38ページ、9款基金積立金、1項基金積立金から、41ページ、12款予備費までで御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案全体で御質疑漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第4号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第4号の審査を終了いたします。

***** 議案第9号の審査 *****

次に、議案第9号平成27年度備前市後期高齢者医療事業特別会計予算についての審査を行います。

別冊の特別会計予算書並びに細部説明書をごらんください。

8ページの歳入から15ページの歳出まで一括で質疑を受けたいと思います。

議案全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第9号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第9号の審査を終了いたします。

***** 議案第10号の審査 *****

次に、議案第10号平成27年度備前市介護保険事業特別会計予算についての審査を行います。

別冊の特別会計予算書並びに細部説明書をごらんください。

10ページから17ページ、介護保険事業勘定の歳入全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、介護保険事業勘定の歳出に移ります。

18ページをお開きください。

18ページ、1款総務費、1項総務管理費から、23ページ、5項計画策定委員会費で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、22ページ、2款保険給付費の1項介護サービス等諸費から、27ページ、6項特定入所者介護サービス等費で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、26ページ、4款地域振興事業費、2項介護予防事業費から、31ページ、3項包括的支援事業・任意事業費で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、30ページ、6款基金積立金の1項基金積立金から、35ページ、1款予備費までで御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、44ページをお開きください。

予防サービス事業勘定に移ります。

44ページから45ページ、予防サービス事業勘定歳入全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、予防サービス事業勘定の歳出に移ります。

46ページをお開きください。

46ページから47ページ、予防サービス事業勘定歳出全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第10号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第10号の審査を終了いたします。

***** 議案第18号の審査 *****

次に、議案第18号平成27年度備前市国民健康保険病院事業会計予算についての審査を行います。

別冊の特別会計予算書並びに細部説明書をごらんください。

45ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入についての全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、収益的収入及び支出のうち、支出についての全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、資本的収入及び支出に移ります。

収入について全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、資本的収入及び支出のうち、支出についての全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案全体で御質疑漏れはございませんか。

○守井委員 算出の根拠となるところの1ページですね、入院、外来をそれぞれ予定しておられるわけなんですけど、今年度27年度の予定する根拠を教えてくださいと思います。ふえていくのか減っていくのかによって、経営もいろいろ考えられると思いますけれども、それぞれの病院でどのようにお考えになってるかお聞きしたいと思います。

○森脇病院総括事務長 歳入につきましては、26年度の実績見込みで算出しております。

○守井委員 1ページの外来患者数とかが昨年に比べて、例えば備前であれば入院数が2万6,718人という予定になっております。昨年の2万8,105人から、どういう根拠によってそのような予定になるのかということでございます。

○森脇病院総括事務長 3病院とも、入院につきましては26年度の実績見込みで計上させていただいております。

○守井委員 外来はいかがですか。

○森脇病院総括事務長 外来につきましては、備前病院が210人という数字、それから吉永病

院、日生病院それぞれ上げておりますが、これは採算ベースで計上しております。これは実績にも基づくということですが、採算ベースに匹敵する数字を計上しております。

○守井委員 具体的に言いましたら、吉永病院が1日当たりの平均患者数を10人減という形で予定しておるといことなんですけれども、実績はいかがでしょうか。

○万波吉永病院事務長 吉永病院につきましては、27年度予算は26年度よりも入院については同じ、外来については減少傾向にありますので1日10人の減と見込んでおります。ただ、この数字を出しておりますが、患者さんが必要とあれば断らない医療を継続して患者数をふやしていきたいと考えております。

○守井委員 はい、わかりました。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○立川委員 先ほど全適ということで経営改善が命題だというお答えをいただきました。ところが、予算を見せていただきますと医業収支ではやはり赤字ということで非常に残念に思われるんですが、その辺の経営改善、取り込まれるポイントを教えていただけたらと思います。

○森脇病院総括事務長 3病院の予算の組み方についてでございますが、歳入につきましては一応約実績見込みで組んでおります。それから、歳出につきましては翌年度どうしても必要になる予算、これを計上した結果赤字予算ということになります。例えば、CTの管球が1つ壊れただけで一千数百万円という緊急な予算が出ていってしまいます。そういったことから、予算をそういう組み方にせざるを得ないという状況でございます。

○万波吉永病院事務長 若干違う視点から御説明をいたします。

病院の予算書につきましては、支出については想定される最大の支出をということで考えがちです。それから、収入については実績に基づいてということでございまして、例えば吉永病院の26年度の予算については予算書では1億6,400万円という赤字が出ておりますが、現実的に26年度を締めますとそこまでの赤字は出てこないと考えております。ですから、どういう結果になるかはわかりませんが、予算書的にはマイナスですけれども、これよりはかなりのいい数字が予想されるということをお答えしたいと思います。

○立川委員 ありがとうございます。私がお聞きしたのは改善策のポイントということで、予算書の作り方をお聞きしたのではありませんので。予算編成については大変御苦労されていると思いますが、改善ポイントですね、先ほど経営改善に向けて頑張りますというお答えをいただいたんで、改善ポイントを2つか3つか、1つでも結構です。よろしく願います。

○森脇病院総括事務長 やはり市民のニーズに合った医療、要するに先ほど万波事務長も申し上げましたが断らない医療、そういったことを心がけていきたいというふうに考えております。

○立川委員 じゃあ、今年度はERにも真剣に取り組むよということよろしいですか。

○森脇病院総括事務長 私としてはそういう取り組みをしたいと考えております。

○立川委員 ありがとうございます。本当に地域住民の医療担保ということで市立病院もあると思いますが、ただできることでの単価アップをお願いしたいと思います。

点数がとれます。経営改善ということをおっしゃられたんで、そういったところからこつこつ積み上げていただければと思います。ぜひよろしくをお願いします。

○森脇病院総括事務長 おっしゃるとおり服薬指導、それから栄養指導、そういったものを十分まだまだとれると思いますので、改善をしていきたいというふうに考えます。

○橋本委員 1点だけお伺いをします。

以前吉永病院で独法化の問題が沸いたときに、日生病院の前院長から発言があって、各市立の病院に対して一般会計からの繰入金、これは交付税措置がされておるとは思うんですけども、交付税措置をされる限度まで各病院にいただきたいというような話がありました。そういう話があるということは、病院があるということで交付税措置をされて国から備前市に来るお金が必ずしも100%病院には渡つとらんのだなというあらわれだと思います。

今回のこの予算書には、そういう一般会計からの繰入金、これは基準内だろうとは思いますが、そこら辺の現場サイドの不信感が払拭できるような金額なのかどうか、そこら辺のお尋ねをしておきます。

○下林日生病院事務長 繰出金につきましては、先ほど委員がおっしゃいましたように今の交付税に算入されている分ということで国からおりてきている額を現状では病院のほうへいただいております。それが多いか少ないかというようなところですが、病院のほうとしましてはこういう額でいただける中で一生懸命頑張っていきたいと考えております。

○橋本委員 わかりました。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○石原委員 1ページと2ページにあります建設改良事業についてちょっと詳しく教えていただければと思いますが、お願いします。

○下林日生病院事務長 建設改良事業につきましては97ページをごらんいただければと思います。こちらに資本的支出として資産購入費、器械備品購入費の内訳が上がっております。その中で、日生病院につきましては電子カルテ・医事会計システムほかの機器を購入する予定にしております。吉永病院につきましては、血液ガス分析装置以下の機器になっております。

以上です。

〔「老健が抜けたけど」と呼ぶ者あり〕

〔「97ページに書いてある」と呼ぶ者あり〕

○石原委員 1ページの業務の予定量中、年間患者延べ数の中で多少の増減があったりするんですが、吉永訪問リハビリが率でいうとかなり昨年よりはふえとると思うんですが、この要因というのは。

○万波吉永病院事務長 おっしゃるとおり、吉永の訪問リハビリがふえております。この原因ですけれども、25年に訪問リハビリを職員2名がほとんど専任ということで備前市内あるいは外まで訪問リハビリに出ております。よって、件数がふえた結果を反映しております。

○鶴川委員長 よろしいか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第18号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第18号の審査を終了いたします。

***** 請願第5号の審査 *****

次に、これより請願第5号ヘルスパひなせ室内温水プール存続を求める請願の審査を行います。

請願書をごらんください。

質疑を希望される方の発言を許可します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

本請願については、どのように取り計らいましょうか。

○守井委員 やはりまだこの請願の趣旨といたしますか、この話はまだ聞いてないんで、継続審査が妥当ではないのかなというように私は思っております。

○鵜川委員長 ほかに御意見ございませんか。

○橋本委員 先ほど10月1日で健康づくり施設を廃止するという条例廃止案を継続審査といたしております。あくまでも市と体力づくり指導協会側とがよくこの件については協議をして、でき得る限り存続に向けて精力的に協議をしてほしいという期待も込めて、私も、この請願は継続審査とするものが妥当だと思います。

○津島委員 請願第5号と6号は同一趣旨の請願と思われます。それで、あしたからまた7号、8号、9号と請願者が変わって出されたら非常に困惑しますので、大変申しわけないんですけど、こういった請願の内容ですと願意に沿えないと思ひます。

○石原委員 この請願書を拝読してございまして、5号、6号ともに中段のちょっと下ぐらいですか、温浴施設が閉鎖となればプールの存続はできない、またプールの存続問題と直結するとの説明を聞き心配してございましてという表現があるんですが、この点がちょっと理解に苦しむとございまして、このような温浴施設の閉鎖がプールの閉鎖につながるんだと、直結するんだというようなお話をどういふ形でどなたから伝えられたのかというような不可解な点がこの請願書自体にございまして、その点もちょっと判断が難しいように感じますけれども。

○橋本委員 そういったいろいろな疑義も含めて、また請願者もしくは紹介議員等からこれの説明を委員会として招聘して疑義を正すというようなことも含めて、とりあえず今回のこの請願第5号、6号は継続審査とするのが私は妥当じゃないかと思います。

○鶴川委員長 ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

○守井委員 ちょっと補足をさせていただくならば、この請願の要旨というのがヘルスパ日生室内温水プール存続を求める請願というような形で、先ほどからいろんなお話がありますけれども、室内温水プールについては市が所有していないわけです。これを広く読むといたしましたらプール存続を求めることに協力をしていただけませんかという請願と読んで、やはりそのあたりのきちんとした判断をすべきじゃないかということで、基本的にプールは市が持ってないわけですから存続の判断もできないというようなことになるわけですが、協力を求めるという意味も含めてよく調査しなければいけないのではないかと思います。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、請願第5号についてを採決いたしますが、本請願については、継続審査を希望する旨の御意見がございました。

採決に入る前に、まず本請願を継続審査するかどうかをお諮りし、継続審査が否決された場合は本請願についての採決を行います。

いま一度申し上げます。

採決に入る前に、まず本請願を継続審査するかどうかをお諮りし、継続審査が否決された場合は本請願についての採決を行います。

それでは、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、請願第5号は継続審査といたします。

以上で請願第5号の審査を終了いたします。

***** 請願第6号の審査 *****

続いて、請願第6号についてをお諮りいたします。

本請願につきましては、さきの請願第5号と同趣旨のものであります。第5号と同様に継続審査とすることによろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第6号についても継続審査といたします。

以上で請願第6号の審査を終了いたします。

これをもって本委員会に付託された議案のうち、市民生活部、保健福祉部、病院関係の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午後 2時24分 再開

○鵜川委員長 休憩前に引き続き、厚生文教委員会を再開いたします。

***** 報告事項 *****

それでは、執行部からの報告事項をお受けします。

順次報告を願います。

○眞野市民協働課長 平成26年度の意見交換会の実施結果を、お手元に資料としてお配りしております。本年度は8カ所で行い、参加者数は226名でございました。内容につきましては、資料のとおりでございます。

○山本保健課長 仮称ですが、健康ポイント制度の導入について御報告をいたします。

現在、市ではことしの7月ごろの導入を目指してこの制度の設計に取り組んでおります。詳細なことはこれから検討していこうと思っておりますが、制度の概要を説明させていただきます。

まず、目的でございますけれども、平成26年3月に策定した健康びぜん21にありますように市民が主役の健康づくり、健康を支え合う地域づくりを目指し、子供から高齢者まであらゆる世代の市民が心身ともに健康に暮らしていけるようにという願いを込めて、この制度を実施したいと考えております。

次に、制度への参加方法等についてでございますが、事前に参加申し込みいただき、ポイントカードを発行いたします。市では、あらかじめポイントの対象となる事業、行事、イベント、例えば特定健診、がん検診、栄養や介護予防などの教室あるいは子ども応援フェスタ、福祉まつりなどを決めておきまして、その行事等に参加した人には一定のルールに基づきポイントをつけます。そして、ポイントがたまれば商品等に交換をしていくというものでございます。対象は、子供から高齢者まで幅広くしたいというふうに考えております。交換商品等につきましては、日用品やふるさと納税で選べる商品などをこれから具体的に検討していきたいと思っております。また制度案ができましたら委員会へ御報告をさせていただきます。

予算につきましては、本来当初予算に計上すべきだとは思いますが、6月の議会に補正予算として提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○鵜川委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告事項の中で質疑がありましたら願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

***** 所管事務調査 *****

続いて、所管事務調査を行います。

発言を希望される方は、挙手の上発言を願います。

○橋本委員 それでは、放課後児童クラブの運営について、若干お尋ねをいたします。

さきの一般質問でもちょっと市長と議論をしたんですけれども、この放課後児童クラブに対し

て県が宿題サポーターというものを派遣すると。ただ、この放課後児童クラブは、こども課が担当している。それで宿題サポーターという名前のごとく教育委員会が所管するんか、どこが所管するかよくわからないので、ここでとりあえずお尋ねをするんですけども、そういう制度を積極的に活用しながら私はこの放課後児童クラブが教育の分野でどんどん頑張ってもらいたいという観点から放課後児童クラブを活性化するための施策をとってもらいたいと思う次第です。

今現在要保護、準要保護、これ教育委員会ではかわからないんですけども、そういう児童がこの放課後児童クラブに何人ぐらいいるのか。私はやはり実費を取られるということになるとなかなか来づらいんじゃないかなと。そういう家庭に対して補助をする制度を設けてあげるべきじゃないかと思うんですが、そこら辺を次回の委員会で結構ですので、一度教育委員会とよくすり合わせをして検討していただけたらと思います。

○今脇こども課長 まず、1点目の宿題サポーターの事業ですが、私も新聞で見た程度なんですけど、まだ要項が来ておりません。放課後児童クラブが年3回集まって会議をする中で、一度県の職員さんに来ていただいて説明をしていただいたことがあるんですけども、その中で新制度でも指導者の増員というようないところもあって、こちらからもお願いしていたんですが、そういう中で新聞の報道がありましたので、うちとしてはその補助額が幾らになるかというのが、多いければもちろんいいんですけども、こちらもお願いしたという立場もありまして、乗っていきいたいとは思っています。ただ、各クラブさんの自主的な運営もありますので、そちらからお願いをする形にはなろうかと思えますけれど、この要綱が来次第各クラブに案内をして、やろうじゃないですかというところをお願いしようかと思っています。

内容が教育委員会になるか福祉事務所になるかという話なんですけど、宿題をする習慣をつけるというような位置づけかなというふうに思います。それでいきますと、こども課のほうになるのかなと思います。学習のサポーターという位置づけがそういうところにまだなっているようです。今後要望されていって、本当に学力向上に結びつけていくようにしていってほしいんじゃないかと思います。県から要綱が来たら、動きたいなというふうに思います。

それから、要保護、準要保護の関係なんですけど、生活保護世帯と就学援助児童ということだろうと思うんですが、個人情報関係で各運営委員会のほうに流せるかどうかというのがありまして、この話はまた教育委員会のほうと相談してみたいなとは思っています。

○橋本委員 現在この放課後児童クラブは、市内各地でやっておられるんですけども、かなり温度差があるというんですか、ある放課後児童クラブではもう学習支援もどんどんやろう。ところがある児童クラブではもう子守だけだというところもあるだろうし、そこら辺は一つの教育をする場所、あるいは宿題をそこで完全に済ませてわからんところはちょっとは教えてくれるというようなこともできるような格好になってほしいなと。そうなるためには、今教育委員会がしているまなび塾なんかは無償のボランティアがいっぱい登録されとって減額補正、減額補正しようぐらいで、活動の場がないんですよ。そしたら、この放課後児童クラブを運営しておられる代表の方がそういうところをお願いをして、無償ボランティアで来てもらって勉強も教

えてもらうというようなことを、教育委員会とうまく話をすればいい事業になるんじゃないかなと思えるので、そういう方向でぜひともよろしくをお願いします。

○今脇こども課長 新年度からの新制度の中で、放課後子ども総合プランが国のほうから運用の通知が来ております。それに乗かって教育委員会とコラボして、子供の学習習慣もそうですし学力そのものもそうですけども、高められるようなシステムに持っていきたいというふうに思っています。

○橋本委員 よろしくをお願いします。

○鶴川委員長 この件に関連してほかにありませんか。所管事務調査ですので、皆さんの御意見があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのほかに皆さんありませんか。

○森本委員 増田レポートで、消滅都市の1番が高梁市で次が備前市ということで上がってたんですけども、高梁市が妊婦さんの医療費の無料化というのを打ち出したんですけども、きのうも和気町の議長さんが和気は昨年60人しか子供が生まれなかったということで、備前市が何人出産されてるのかまた教えていただきたいのと、またそういう4、5歳児の無料化もあれなんですけど、また出産という面から若い人が住んでいく中で出産する病院ももうないので、生んだ後も、この後も備前市に居続けて子育てをしていこうというにはまた生まれる前からの手厚い支援も必要かと思うんですけども、そこら辺をどう考えておられるのかお聞かせください。

○野道市民窓口課長 まず、備前市内での出生数につきましてお知らせいたします。

今年度、26年度2月末までの統計なんですけど、現在2月末で166名の出生ということになっております。御参考までに、過去ですと年度内で大体200人少々という数字が資料のほうでは見えるんですけど、今年度はちょっと少ないようです。

○山本保健課長 27年度予算には特段新たな施策を盛り込んでおられません。昨年と同様の施策で対応していきたいということですが、人口減対策という意味では政策監会議の中でいろんなものを市長に提案しております。そして、4月から新たな担当が設けられ、そこで議論されていくということの中でそういったものも議論がなされるものと思っております。

○森本委員 ありがとうございます。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○立川委員 これお願いなんですけど、昨今医療費が高い、高いということで備前市の支払いもかなり負担が来ていると思うんですけど、国保連合会から請求が来ると思うんですけど、今じゃなくて結構ですが、次回までにその分析をしていただけたら助かるなと思います。

○山本保健課長 この後、事前にどういったものを御希望されているのか、詳しいことをお聞きいたしましてまた閉会中の委員会で対応していきたいと考えております。よろしくお聞きいたします。

○立川委員 ぜひよろしくをお願いします。単年じゃなくて、わかれば2年ぐらい。よろしくお願

いします。

○鵜川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で所管事務調査を終わります。

***** 説明員の出席要求について *****

閉会に当たり、次回の委員会は11日水曜日に教育委員会関係の審査を行います。議案の審査では、議案第39号備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定につきまして、議会運営委員会より教育委員長を説明員として要求すべきとの申し送りがありました。つきましては、議案第39号の審査に当たりまして教育委員長の出席要求をすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、11日水曜日の議案第39号の審査では、議長を通じて教育委員長の出席を要求することといたします。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

午後2時39分 閉会